令和6年度(2024年度)

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和5年(2023年)10月31日教育長決定)

この要項(以下、「おといねっぷ推薦要項」という。)は、令和6年度(2024年度)の北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対 象 学 科

全日制課程 工芸科

2 推薦による入学者の範囲

募集人員の50%程度の数とする。

3 出願資格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下、「道立推薦要項」という。)の「3 出願資格」 に準じる。ただし、(1)アにおける「道内」を「国内全域」とする。なお、(2)は該当しない。

【留意事項】

- 1 北海道おといねっぷ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 令和6年(2024年)3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

4 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、全日制課程の工芸科とする。

(2) 出願書類の交付

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2)」に準じる。

ただし、「ア 出願者の手続 (ア)」については、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校学則(平成30年教育委員会規則第1号)第13条の規定による入学願書とする。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2)」の【留意事項】に準ずる。 ただし、入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、音威子府村教育 委員会において作成する。

また、「ア 出願者の手続き (イ)」については、音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例(昭和58年12月11日条例第12号)に定める金額(2,200円)をゆうちょ銀行払込取扱票により納入し、振替払込請求書兼受領証のコピーを入学願書の裏面に貼り付けることとする。

6 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

7 出 願 変 更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

8 面 接 等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

9 選 抜 の 方 法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書
- (3) 面接の結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

12 再 出 願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。

13 合 格 発 表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

15 そ の 他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。 ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」 に読み替えるものとする。